

平成 29 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び 平成 30 年度同指定校について

〔平成 30 年 4 月 13 日〕
豊かな心育成課

1 平成 29 年度生徒指導集中対策指定校 15 校の暴力行為発生件数の状況について 〔中学校 13 校，高等学校 2 校〕

注) 数値は，全て 3 月末現在の聴き取り速報値である。△は，減少を示す。

【件】

	新規校数	継続校数	平成 29 年度	指定前年度		目標値 (対指定前年度比)	平成 28 年度	
					増減 (%)			増減 (%)
SS 派遣校	0	7	32	93	△61 (△65.6%)	80%減	55	△23 (△41.8%)
SS 未派遣校	3	5	25	100	△75 (△75.0%)	50%減	56	△31 (△55.4%)
合計	3	12	57	193	△136 (△70.5%)	—	111	△54 (△48.6%)

※市スクールサポーター派遣校である竹原市を含む

暴力行為の発生件数は，指定前年度と比較して 136 件，70.5%減少するとともに，中・高等学校いずれの校種においても減少した。

スクールサポーター派遣校 7 校においては，指定前年度と比較して 61 件，65.6%減少と，80%減という目標値は達成していないが，スクールサポーター未派遣校 8 校においては，指定前年度と比較して 75 件，75.0%減少し，50%減という目標値を大きく超えた。

2 平成 29 年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）64 校の 状況について 注) 数値は，3 月末現在の速報値である。△は，減少を示す。

(1) 小学校等（28 校：義務教育学校前期課程 1 校含む）の状況について

課 題 \ 年 度	平成 29 年度	平成 28 年度	増減 (%)
暴力行為【件】	77	53	24 (45.3%)
いじめ【件】	327	131	196 (149.6%)
不登校【人】	105	95	10 (10.5%)

小学校等において，暴力行為の発生件数は対前年度比 24 件，45.3%増加，いじめの認知件数は対前年度比 196 件，149.6%増加，不登校児童数は対前年度比 10 人，10.5%増加した。小学校等では，全ての生徒指導上の諸課題の数値が増加した。

(2) 中学校（28 校）の状況について

課 題 \ 年 度	平成 29 年度	平成 28 年度	増減 (%)
暴力行為【件】	102	154	△52 (△33.8%)
いじめ【件】	210	122	88 (72.1%)
不登校【人】	343	401	△58 (△14.5%)

中学校において，暴力行為の発生件数は対前年度比 52 件，33.8%減少，いじめの認知件数は対前年度比 88 件，72.1%増加，不登校生徒数は対前年度比 58 人，14.5%減少した。

(3) 高等学校（8校）の状況について

課 題 \ 年 度	平成29年度	平成28年度	増減 (%)
暴力行為【件】	27	20	7 (35.0%)
いじめ【件】	16	8	8 (100.0%)
不登校【人】	41	56	△15 (△26.8%)
中途退学【人】	101	115	△14 (△12.2%)

高等学校において、暴力行為の発生件数は対前年度比7件、35.0%増加、いじめの認知件数は対前年度比8件、100%増加、不登校生徒数は対前年度比15人、26.8%減少、中途退学生徒数は対前年度比14人、12.2%減少した。

(4) 生徒指導実践指定校（全校）の状況について

課 題 \ 年 度	平成29年度	平成28年度	増減 (%)
暴力行為【件】	206	227	△21 (△9.3%)
いじめ【件】	553	261	292 (111.9%)
不登校【人】	489	552	△63 (△11.4%)

平成29年度の生徒指導実践指定校では、暴力行為の発生件数は、対前年度比21件、9.3%減少した。いじめの認知件数は、対前年度比で292件、111.9%増加した。不登校児童生徒数は、対前年度比63人、11.4%減少した。いじめの認知件数は全校種で増加した。

3 平成30年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）について

(1) 指定校数について

【校】

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	26 (△1)	27 (△1)	0 (△1)	8 (0)	61 (△3)
生徒指導集中対策指定校	—	13 (0)	—	2 (0)	15 (0)
スクールサポーター派遣校	—	7 (0)	—	—	7 (0)

() 前年度比較増減

(2) 取組の柱について

ア 特別支援教育の考え方を踏まえた指導の一層の充実

特別支援教育課と連携して作成したチェックリストの活用により、児童生徒の特性を客観的に把握するとともに、取組の方向性を明確にした個別の指導計画を作成し、個の特性に応じた組織的な指導及び支援を一層充実させる。

イ 特別活動等における児童生徒の主体的な学びの推進

社会奉仕活動や異年齢交流をはじめとする体験活動において、児童生徒自らが課題を発見、解決するといった主体的な学びを推進することで、児童生徒の人間関係形成能力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、自己肯定感を育成する。

ウ 児童生徒の心に寄り添う指導の充実

児童生徒の成長を支援する視点を持った教育活動を行うため、年度当初の早い段階で校内研修を実施するなど、教職員の指導力の向上を図るとともに、面談やアンケート、保護者との連携を通じて、積極的に児童生徒の状況を把握し、その情報を共有した上で組織としての取組の方向性を明確にするなど、児童生徒の心に寄り添う指導を充実させる。

平成30年度生徒指導集中対策指定校及び生徒指導実践指定校一覧

PT○:生徒指導集中対策指定校
SS●:スクールサポーター(SS)派遣校

【小・中学校】

教育事務所等	市町名	小学校		中学校		
		PT	SS	PT	SS	
福山市	—			神辺		
	—			城東		
	—			東朋		
西部	呉市	阿賀		阿賀		
	竹原市	竹原西		竹原	○	
	大竹市	大竹		大竹	○	
	東広島市	寺西		中央		
		三ツ城				
	廿日市市	廿日市		廿日市	○	●
		平良		七尾	○	●
		阿品台西		阿品台	○	
		大野東		大野東	○	
		宮内		野坂	○	
	府中町	府中南		府中緑ヶ丘		
		府中		—		
	海田町	—		海田	○	
	熊野町	—		熊野	○	●
熊野第四			—			
芸北支所	安芸高田市	—		吉田	○	●
	安芸太田町	加計		—		
	北広島町	壬生		—		
東部	三原市	—		本郷	○	●
		田野浦		第三		
		—		第五		
	尾道市	栗原		栗原	○	●
		栗原北				
		久保		久保		
		吉和		吉和		
		高須		高西		
—		向東				
向島中央		—				
因島南		—				
北部	三次市	三次		三次	○	●
		十日市		十日市		
	庄原市	庄原		庄原		

【高等学校】

＜参考＞

教育事務所等	市町名	小学校		区分	生徒指導実践指定校数	生徒指導集中対策指定校数 (PT) ○	スクールサポーター派遣校数 (SS) ●
		PT	SS				
県立	沼南	○		小学校	26	0	0
	福山商業	○					
	大竹						
	松永						
	黒瀬						
	河内						
	安西						
	府中東						
			中学校	27	13	7	
			高等学校	8	2	0	
			合計	61	15	7	

注1) 「—」は、小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。

注2) 「PT」の欄の○印は、生徒指導集中対策指定校を示す。

注3) 「SS」の欄の●印は、生徒指導集中対策指定校のうち、スクールサポーター派遣校を示す。